

川崎市中原区選挙管理委員会告示第 2 3 号

令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 3 9 条の規定により、次のとおり指定しました。

令和 7 年 1 0 月 1 2 日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 白 井 精 一

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市中原区役所 5 階会議室	川崎市中原区小杉町 3 丁目 2 4 5 番地	1 0 月 1 3 日から 1 0 月 2 5 日まで
川崎市国際交流センター 別棟レクリエーションルーム	川崎市中原区木月祇園町 2 番 1 号	